

応用美術の著作物性についての考察 —TRIPPTRAPP 事件以降の裁判例に着目して—

榎原 ちひろ

応用美術とは、実用に供され産業上利用される美的な創作物とされる。応用美術の著作物性についての判断基準を巡る論争は初めて明示的に非区別説を採用した TRIPPTRAPP 事件控訴審判決を契機により活発化している。本論文では応用美術について争われた裁判例を分析し、TRIPPTRAPP 事件控訴審判決はその後の裁判例にどのような影響を及ぼしたのか、応用美術の著作物性の判断基準はどうあるべきなのかを考察する。

まず、これまでの裁判例で争われた応用美術作品の性質に着目して類型化し、TRIPPTRAPP 事件控訴審判決の位置づけを検討した。平面的なイラストや図案が商品に利用されている場合を第1類型、3次元デザインが量産される場合を第2類型、実用品の商品デザインの場合を第3類型とすると TRIPPTRAPP 事件で争われた椅子は第3類型に属する。第3類型で著作物性が認められた裁判例はこの判決のみであることから TRIPPTRAPP 事件控訴審判決は先進的な判決であると位置づけることができる。

次に、裁判例を著作物性の判断基準について分析する。応用美術に一般の著作物と同基準で著作権での保護を認める非区別説を採った TRIPPTRAPP 事件控訴審判決に対し、その後の裁判例では「美的鑑賞の対象となり得る美的特性/創作性」という要件が加わっている。つまり、単なる個性の表出だけでなくある程度の美的特性を要求していることが分かった。ここから TRIPPTRAPP 事件控訴審判決はその後の裁判例には大きな影響を与えていないと言える。また、著作物性の基準に関して、地裁レベルでは①「美的鑑賞の対象となり得る美的特性/創作性」の他に②「分離可能性」を要求しているのに対し、知財高裁レベルでは①しか言及していない。しかし、①の要件を満たす作品がでてきたときその美的特性だけを見て著作物性を認めてしまうと機能の独占を招く可能性がある。よって、実用的な機能を離れて見た場合の美的特性を考える分離可能性も要件とするべきだと考える。

また、知財高裁レベルの裁判例で分離可能性についての言及がないのは、これまで知財高裁で争われてきた応用美術が第3類型に属するもののみであったため、分離について言及するまでもなく著作物性を否定し得た可能性が考えられるのではないだろうか。加えて TRIPPTRAPP 事件控訴審判決で分離可能性説を否定した清水裁判官も実用目的を離れて見た場合に美的要素を有することを判断基準とすること自体は否定しておらず、以降の裁判例でも分離可能性説を採ることを否定する明確な理由は示されていない。よって、判断基準が適切に示されれば分離可能性説を採ることに問題は無く、知財高裁でも美的特性が認められるような応用美術が争われた場合には分離可能性説が採られるのではないだろうか。分離の基準についてはアメリカ最高裁判所で争われたチアリーディングユニフォームデザイン事件に対する判決が今後の日本の参考になると考える。

(指導教員 村井麻衣子)